

## 令和4年中津川市議会（12月定例会）委員会・議員提出議案について

令和4年第5回中津川市議会（12月定例会）最終日の本会議において委員会提出議案および議員提出議案が別紙のとおり上程されますのでお知らせします。

### ■件名

#### 【委員会提出議案】

- ・中津川市議会会議規則の一部改正について
- ・中津川市議会委員会条例の一部改正について

#### 【議員提出議案】

- ・中津川市議会の個人情報保護に関する条例の制定について

### ■上程日

令和4年12月23日（金曜日）

お問い合わせ先

議会事務局 議会総務課 担当者：青木

電話：0573-66-1111（内線503）

令和4年第5回中津川市議会(定例会)

委 員 会 提 出 議 案

令和4年12月23日

議第98号

中津川市議会会議規則の一部改正について  
中津川市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

令和4年12月23日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 島崎 保人

## 中津川市議会会議規則の一部を改正する規則

中津川市議会会議規則（令和3年中津川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の2」に、「第138条」を「第138条の2」に改める。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第117条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りではない。

第2章第6節中第138条の次に次の1条を加える。

（オンラインを活用した委員会における表決等）

第138条の2 第131条から第135条まで及び第137条の規定にかかわらず、オンラインによる方法によって委員会に出席している委員に係る表決のとり方その他必要な事項は、議長が別に定める。

第142条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議第99号

中津川市議会委員会条例の一部改正について  
中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月23日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 島崎 保人

## 中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例

中津川市議会委員会条例（昭和31年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条（招集）」を「第15条（招集）」に改め、第15条の2（委員会の開催方法の特例）に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等及び育児、介護、疾病、看護等のやむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りではない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の委員長、副委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長、副委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第25条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第28条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。
- 第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年第5回中津川市議会(定例会)

議 員 提 出 議 案

令和4年12月23日



議第100号

中津川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について  
中津川市議会の個人情報の保護に関する条例を次のように制定するものとする。

令和4年12月23日提出

提出者 中津川市議会議員 島崎 保人

賛成者 中津川市議会議員 田口 文数

賛成者 中津川市議会議員 櫛松 直子

賛成者 中津川市議会議員 水野 賢一

賛成者 中津川市議会議員 吉村 孝志

賛成者 中津川市議会議員 長谷川 透

# 中津川市議会の個人情報の保護に関する条例の制定

## (概要)

### ■改正の主旨

個人情報の保護に関する法律の改正により、国、地方公共団体、民間事業者等における個人情報保護制度の一本化が図られることとなり、国の行政機関、地方公共団体の機関等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定された。

このことにより、市の執行部は、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）が直接適用されるが、地方議会は法の適用外となることから、議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的として新たな条例を制定するもの。

### ■施行日 令和5年4月1日